

# 魚沼市男女共同参画推進計画庁内推進委員会設置要領

平成27年3月12日

訓令第4号

(設置)

第1条 男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項の規定に基づく魚沼市男女共同参画推進計画(以下「計画」という。)の策定及び推進のため、魚沼市男女共同参画推進計画庁内推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 計画に関する企画立案、推進、評価等を行うこと。
- (2) その他計画策定に関し必要なこと

(組織)

第3条 委員会の委員(以下「委員」という。)は、企画政策室長並びに総務課長、企画政策課長、市民課長、福祉課長、健康課長、農林課長、商工観光課長及び教育次長(以下「課長等」という。)がそれぞれ自ら所属する部署内から指名する職員をもって組織する。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、選出された年度の末日までとする。

2 課長等は、人事異動その他の理由により委員を変更する必要があるときは、速やかに後任の委員を指名するものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、企画政策室長とし、副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会の会議(以下「会議」という。)を主宰し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が必要な都度招集し、その議長となる。

2 委員長は、会議を開く暇がないときは、委員に回議してこれに代えることができる。

(関係職員の出席)

第7条 委員長は、特に必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 委員会の庶務は、企画政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。